福島市地域包括支援センター 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に 備えて、あらかどめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や 財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作 成する公正証書によって結んでおくものです。



【任意後見制度】

対象者

現在、十分に判断能力がある方

●任意後見制度の流れ

①本人と任意後見受任者が 委任内容を確認

※任意後見受任者とは 家族・友人・弁護士・司法書士等

②公証役場

本人と任意後見受任者が公 下証書を作成

本人の判断能力不十分

③家庭裁判所に申し立て 法定後見制度と同様の手続

例えば… 日常的な買い物ができますか? はい 6 は 【後見】 銀行で預貯金の 出し入れができますか? はい いいえ はい 6 自覚しない 物忘れは多いが 物忘れがある 自覚がある 【保佐】 【補助】 ※類型は家庭裁判所の面接や申し立て書 類によって確定します。

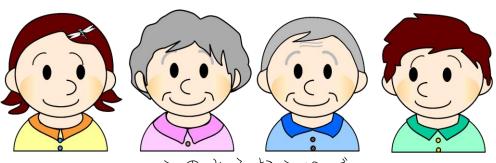
④任意後見の開始

ご相談は

- ○ご相談は、福島市地域包括支援センター もしくは福島市長寿福祉課長寿支援係まで。
- ○地域包括支援センターは福島市が設置した高齢者の相談窓口です。 お住まいの地域により担当の地域包括支援センターがあります。

社会福祉十部会作成 H28-01

認知症などによって判断能力が不十分になった方の大切な財産や必要な権利を擁護するための制度です。



このようなことで 不安や心配なことはありませんか?

通帳、ハンコの管理 が難しい。 お金が足りなくなる。

今は大丈夫だけれども、 将来、お金の管理や契 約が心配になりそう。

介護保険のサービス や施設入所の契約が 難しいと感じてきた。







このパンフレットでは、地域包括支援センターの職員が、ご 本人の判断能力や困りごと、お手伝いしてほしいことを伺いな がら「あんしんサポート」や「成年後見制度」の利用について 説明をしています。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、 保健師または看護師が自宅への訪問や電話相談、来所相談によ り、みなさんの生活と権利をまもるお手伝いをしています。

あんしんサホ。一ト(日常生活自立支援事業)

厚生労働省が管轄する制度で、社会福祉協議会と契約を結びます。生活支援員が安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービス利用の援助や暮らしに必要なお手伝いをします。



対象者

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方※社会福祉協議会の職員が訪問し質問を通して判断します。

●サービスの種類と例

サービスの利用援助…福祉サービス利用に関する手続きや情報提供苦情解決の手伝い

選 択

日常生活上の手続き援助…郵便物の整理 市役所で行う手続きや届け出の手伝い

日常的金銭管理…銀行でのお金の出し入れ 公共料金、家賃、日用品の代金支払い 書類等預かりサービス…通帳やはんこ、証書などの書類の預かり

※現金や宝石、骨董品のお預かりはできません。買い物代行・家事代行・介護・看護 通院の付添や保証人になるといったことはお手伝いできません。



Henn-Pi

●サービス利用までの流れ

①相談の受付

事業の説明をし、ご本人が利用したい場合は、社会福祉協議会に利用の相談をします。 本人以外でも、家族、地域包括支援センター、介護支援専門員などを通じて利用の相談をしていきます。

②相談・打ち合わせ

担当者が訪問し面接。面接情報を持ち帰って利用の可否が 検討されます。

- ①相談の受付
- ②相談・打ち合わせ
- ③支援計画の作成
- 4 契 約
- ⑤あんしんサポート の開始

利用料 (平成28年4月より)

- ●利用料は1時間1,200円とし最初の1時間をこえた場合、30分ごと400円がかかります。
- ※この他、生活支援員の交通費がかかります。①~④の相談までは無料⑤のサポート開始より費用がかかります。
- ●貸金庫を利用する場合、費用がかかります。
- ●生活保護を受けている方は無料です。



③支援計画の作成

どのようなお手伝いを行うか 支援計画を考えます。

④契約

社会福祉協議会と利用契約を 結びます。

⑤あんしんサポートの開始

支援計画にそって、生活支援員 がサービスを提供します。

ご相談・お問い合わせは 福島市社会福祉協議会 電話024-533-3341 ご相談・お問い合わせ時間

- ●月曜日~金曜日 (祝日 年末年始を除く)
- ●午前9時~午後5時まで

成年後見制度

法務省が管轄する民法に定められた制度で、家庭裁判所の決定に基づき、判断能力の不十分な方々が財産管理や日常生活での契約などの法律行為において不利益をこうむらないように権利と財産を守ります。



対象者

判断能力が不十分な方から判断(事理弁識)能力が常に欠け会話が成り立たず意志疎通る不可能な方を対象とします。

【後見】

※事理弁識とは…日常生活に必要な法律行為の意味を理解し判断する能力

●サービスの種類と例

財産管理…日常生活に関わる支払いや預金の管理・不動産の処分・遺産分割 身上監護…介護・福祉サービスの利用や施設への入退所の手続きに関する契約

※「代理権」や「同意権・取消権」によって本人に代わって契約を行ったり、 不利益な契約行為を取り消すことで、本人を保護し、援助を行います。



●成年後見制度には3つの類型があります

判断能力が

不十分な人

【任意後見制度】

現在は大丈夫な人

【補助】【保佐】

判断能力が 判断能力を 著しく不十分な 欠いている人 【後見】類型になるほど、判断能力は低下、お手伝いすることも多くなります。

- 一般的な手続きの流れ

①相談の受付

- ご本人の判断能力や日常 生活、経済状態、家族構成 をお伺いします。
- ●制度の概要を説明します。
- ●申し立てを本人や親族で行うことができるのかを話し合います。難しい場合には弁護士や司法書士、専門職による申し立ての支援を相談します。
- ●弁護士等へ申し立ての支援を依頼する場合は10万円前後の費用がかかります。

一般的な手続きの流り

① 相談の受付



③ 審 理



⑤ 法定後見開始

②申し立て

申立人(本人、配偶者、4親等 内親族)が、必要な書類を整え て本人の住所地の家庭裁判所へ 提出。

3審理

家庭裁判所にて書類の点検や申し立て理由の確認。

(4)審判

類型の決定 成年後見人等の選任 と内容・範囲の決定。

⑤法定後見開始

成年後見人等が支援を始めます。

	相談受付 申し立て準備⇒	申し立て⇒	審 理⇒	審判⇒	審判確定と 法定後見開始⇒	終了
法定後見制度 の 流 れ	●申し立て をまます。 ●中と をままの判断で がある中と でがある。 ●は をいまのが がいるで でで がいるで でで のが でで のが でで のが でで のが でで のが でで のが のが でで のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	●申立人が、本人の住所地の家す。 ●申立人が、教判所に ●申立てます。 ●申立て書きなどのの必要するでのののででである。 ●中のででは、 ●中のででは、 ●中のでででは、 ●でのでででは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●してました。 ●してました。 ●してました。 ●してました。 一では、のす後るか本確況補ど人し家判を師と鑑は では、のす後るか本確況助をのま庭断判にも定とない。 を申を 補格まて、し代合無 、害めを。わ割 を申を がど。思活す権、確 人程、う際る度 を立立かの まがいのでである。 ががで。思活す権、確 人程、う際る度	●定任さ●年選●受過す●所発量により、 ・ とれまには軽・受過す●の取に たとれまには軽・変過す。 をはは軽がらがいでは、 をはは軽がないでは、 をははがいがいでは、 をはながらがいでは、 をはないででは、 をできるでは、 をできるでは、 をできるでは、 をできるできるできるできるできる。 をできるできるできるできるできる。 をいまできるできるできるできるできる。 をいまできるできるできるできる。 を経まるできるできるできるできる。 ・ できるでは、 ・ できるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできるできるできるできる。 ・ できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	●本人と 本人と 本人と 大と を選り を選り を関い を関い のでは のでは のでは のでで ので ので ので ので ので ので ので ので の	●家庭裁判所へ本人の 死亡の連絡 ●管理している財産の 計算 ●相続人への財産の引 き渡し等
	任意後見受任者 と 委任内容の確認⇒	任意後見契約⇒	任意後見監督人選任 の申し立て⇒		任意後見開始⇒	終了
	●将来、判断能力が 不十分になったとき にどのような生活を	●本人と任意後見人と なる人が一緒に公証役 場で公正記録ませばる4	●申し立て権者 本人、配偶者、 4 親等内の親族、任	本 人	●法定後見制度と 同様に調査、審問 などの手続きが行	●解除(正当な理 由と家庭裁判所の 許可が必要)

任意後見制度

にどのような生活を 送りたいか、誰にど のような支援を受け たいか考えます。

●本人と任意後見受 認者との話し合いに より、委任する内容 を決めます。

- 場で公正証書による任 意後見契約を結びます。
- ●公正証書の内容は、 公証人からの依頼(嘱 託)により、東京法務 局に登記されます。
- ●任意後見人に支払う 報酬は、本人と任意後 見受任者との話し合い によって結ばれた契約 できまります。、
- 親等内の親族、任 意後見受任者

0

判

断

能

力

0

低

●任意後見制度を 利用するために、 本人の住所地の家 庭裁判所に任意後 見監督人を選ぶよ うに申し立てます。

公正証書を作成する費用

- ●公正証書作成の基本手数料… 11,000円 ●登記嘱託手数料…
- ●登記所に納付する印紙代…

1,400円 2,500円

- などの手続きが行 許可が必要) われ、家庭裁判所 ●解任(不正な行 が任意後見監督人
- ●任意後見受任者 は正式に任意後見 人となり、任意後 見が開始されます。

を選びます。

- 為等が判明した場 合)
- ●死亡・破産(本 人や任意後見人)
- ●法定後見の開始

申し立てに要する書類(目安)

①収入印紙 800円

4000円(500円×5枚 80円×10枚 50円×4枚

20円×10枚10円×30枚)

・ 郵便局

郵便局

③収入印紙 2600円分

· 郵便局

④精神鑑定費用 10万円程度(必要な場合)

⑤余剰金を返金するための金融機関、口座番号の控え

⑥申立書

· 同封

(7)申立書附票 · 親族関係図 ·

後見人等候補者身上書… 同

⑧戸籍謄本(全部事項証明書)

… 本籍のある市町村役場

⑨戸籍謄本(後見人等候補者分)… 住所地又は本籍のある市町村役場

⑩後見登記されていないことの証明書

· 法務局

⑪診断書

· 同封

①本人の財産目録

· 同封

③本人の収支予定表(後見開始の場合のみ)

(4)本人の健康状態がわかる資料(介護保険者証・その他障害者手帳など)

(5)後見開始の申し立ての場合に必要な資料

○不動産についての資料

○預貯金・株式等についての資料

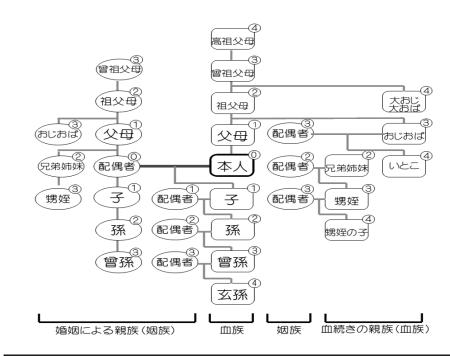
○牛命保険・損害保険等についての資料

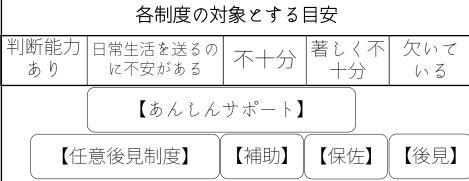
○負債についての資料

○収入についての資料

○支出についての資料

4親等内親族とは





あんしんサポートの対象は成年後見制度の【補助】と【保佐】に重なり、次のア、イの二つの用件を満たす場合に事業の利用につなぐ判断をします。

ア、判断能力が不十分であること

イ、事業の契約内容について判断し得る能力を有すること

上記のイとは、社会福祉協議会との契約や手伝ってもらうことが理解でき、定期的に訪問する生活支援員が何をする人間か判り、かつ顔を忘れていないこと。